

平成 30 年 5 月 1 日

お客様各位

松江市八幡町 796 番地 33
荒木燃料株式会社
代表取締役社長 石松 俊之

原料費調整制度にかかる基準月及び基準価格の変更のお知らせ

拝啓 新緑の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、LP ガス料金に対する料金の透明化及び適正化のため、平成 29 年 9 月検針分の LP ガス料金から『原料費調整制度』を導入させていただいております。

また、我国の LP ガス輸入相手国はサウジアラビアを中心とした「中東諸国」でございましたが、現在はシェールガス革命において大幅に LP ガスの増産を行っている米国からの輸入数量が増加してまいりました。

そのため、基準原料価格の適用月（平成 29 年 8 月）の CP（サウジアラビア通告価格、平成 29 年 6 月、7 月の合成価格）と適用月の原料価格（CP と MB（アメリカメントベリビュー価格の合成価格））との価格に差異が生じております。

そこで、この度、現在の輸入価格を適正に料金に反映させるために、基準原料価格の適用月及び基準価格の変更についてお知らせ致します。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

基準原料価格適用月 旧：平成 29 年 8 月（平成 29 年 6 月と 7 月の合成 CP を基準）
新：平成 30 年 7 月（平成 30 年 4 月と 5 月の合成 CP の 75%
+ 5 月 MB 価格の 25% を基準）

基準価格（標準価格）旧：1m³ あたり 500 円（0～5.0m³ 平成 30 年 6 月検針分まで）
新：1m³ あたり 550 円（0～5.0m³ 平成 30 年 7 月検針分から）

以上